

令和 2 年度生産資材安全確保対策委託事業

モデル事業場を活用した飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの導入推進

モデル事業場への技術的支援実例集

令和 3 年 1 月

一般社団法人日本科学飼料協会

目次

1. 事業の概要	1
2. モデル事業場の概要	2
3. レンダリング業の概要と各種法規制	4
4. GMP 導入支援チームの活動	10
5. モデル事業場への支援の取り組み	11
6. 支援事例① 文書類の作成	16
6-1 GMP 導入支援チームの取り組み①	16
6-2 モデル事業場での取り組み	34
6-3 GMP 導入支援チームの取り組み②	54
7. 支援事例② 現地調査で気付いたことの改善	72
7-1 5S 活動について	72
7-2 文書・記録について	77
参考資料	
1. GMP ガイドラインとサルモネラ、有害物質、 BSE 大臣確認の各文書の対処項目比較	81
2. 第1回現地支援資料 『GMP ガイドラインに基づいた文書を作成する』	87
3. 第2回現地支援資料 『5S 活動』と『文書・記録』	95
4. GMP 適合確認自己点検チェックシート	103
5. 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン レンダリング業における手順書	125

1. 事業の概要

「令和2年度生産資材安全確保対策委託事業（モデル事業場を活用した飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの導入推進）」は、飼料関係事業者におけるGMP導入を一層推進していくことを目的として実施したものである。

我が国で生産される畜水産物の安全を確保するためには、畜産、水産の基礎的な資材である飼料等の安全を確保することが極めて重要であり、飼料等の安全確保をより効果的かつ効率的に行うため、飼料関係事業者が工程管理に重点を置いた手法を行うことの指針として、平成27年に「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（平成27年6月17日付け、27消安第1853号、農林水産省消費・安全局長通知）（以下、「GMPガイドライン」とする。）」が制定された。

食肉や卵といった畜産物の製造のためのフィードチェーンの一端を担う飼料の安全を確保するためには、飼料製造の工程管理を行うことが必要であるが、GMPガイドラインによる工程管理を導入し、積極的に行っている飼料製造業者等は、まだ一部に留まっている。そのため、GMPへの理解を深めるために、これからGMPガイドラインに取り組もうとする事業者には、GMPガイドラインによる管理を導入した事業場の取り組み等のGMPガイドラインを導入するためのヒントとなる情報を発信していくことは、必要不可欠となる。

本事例集では、飼料等への有害物質混入防止のためのガイドラインやISO規格等により製造工程の管理を行っている事業場が、これからGMPガイドラインによる管理を導入するためのきっかけとなるように、モデル事業場の協力を仰ぎ、GMPに適用する手順書等の文書類を作成するための技術支援を行い、実際にモデル事業場がGMPの文書体系を完成するまでの過程をまとめたものである。